

○仙台市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和五年三月二八日
仙台市議会規程第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年仙台市条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号

及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 十三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 十四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
- 十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号

十七 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号) 第十条第一項の雇用保険
被保険者証の被保険者番号
(要配慮個人情報)

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内
容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の
機能の障害があること

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上
の障害

ロ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)
にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第
一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三
号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣
が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医
師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他
の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、
本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調
剤が行われたこと

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その

他の刑事事件に関する手続が行われたこと

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（電磁的方法）

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項、第四項及び附則第二項において同じ。）を保有するに至ったときは、速やかに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、

遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを総務局総務部文書法制課に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第八項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十七条第二項第一号への議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の選考等のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

8 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第九条 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別

記様式第一号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第十条 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理

人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報開示決定通知書）

第十二条 条例第二十四条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式による。

一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第二号）

二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第三号）

2 条例第二十四条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第四号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第五号)とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第六号)とする。

(第三者情報の開示に関する照会書等)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者情報の開示決定等に関する照会書(別記様式第七号)により行うものとする。

2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者情報の開示決定等に関する照会書(別記様式第七号)とする。

3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、第三者情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第八号)とする。

4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第二十七条第三項の書面は、第三者情報の開示に関する決定通知書(別記様式第九号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる

方法とする。

- 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 二 電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧
- 三 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 四 電磁的記録を光ディスク等に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、総務局総務部文書法制課における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

（保有個人情報訂正請求書）

第十八条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第十号）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第十九条 条例第三十四条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式

第十一号) とする。

2 条例第三十四条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第十二号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書）

第二十条 条例第三十五条第二項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第十三号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書）

第二十一条 条例第三十六条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第十四号）とする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第二十二条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（別記様式第十五号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第二十三条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第十六号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十四条 条例第四十一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第十七号）とする。

2 条例第四十一条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第十八号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第二十五条 条例第四十二条第二項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第十九号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書）

第二十六条 条例第四十三条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第二十号）とする。

(諮問書)

第二十七条 条例第四十五条第一項の規定による諮問は、諮問書（別記様式第二十一号）により行うものとする。

(審議会諮問通知書)

第二十八条 条例第四十五条第二項の規定による通知は、審議会諮問通知書（別記様式第二十二号）により行うものとする。

(個人情報の適正取扱いに係る諮問書)

第二十九条 条例第五十条の規定による諮問は、個人情報の適正取扱いに係る諮問書（別記様式第二十三号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	保有個人情報開示請求書	第9条
様式第2号	保有個人情報開示決定通知書	第12条第1項
様式第3号	保有個人情報一部開示決定通知書	第12条第1項
様式第4号	保有個人情報不開示決定通知書	第12条第2項
様式第5号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第6号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第7号	第三者情報の開示決定等に関する照会書	第15条第1項、第2項
様式第8号	第三者情報の開示決定等に関する意見書	第15条第3項
様式第9号	第三者情報の開示に関する決定通知書	第15条第7項
様式第10号	保有個人情報訂正請求書	第18条
様式第11号	保有個人情報訂正決定通知書	第19条第1項
様式第12号	保有個人情報不訂正決定通知書	第19条第2項
様式第13号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第20条
様式第14号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第21条
様式第15号	保有個人情報訂正実施通知書	第22条
様式第16号	保有個人情報利用停止請求書	第23条
様式第17号	保有個人情報利用停止決定通知書	第24条第1項
様式第18号	保有個人情報不利用停止決定通知書	第24条第2項
様式第19号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第25条
様式第20号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第26条
様式第21号	諮問書	第27条
様式第22号	審議会諮問通知書	第28条
様式第23号	個人情報の適正取扱いに係る諮問書	第29条

保有個人情報開示請求書

仙台市議会議長 様

（請求者） 〒

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

（電話 ）

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報 ※対象となる保有個人情報を特定するため、内容をできるだけ具体的に記入してください。			
求める開示の実施方法等	(1) 事務所に おける開示	<実施の方法> （希望するものにレ点） <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<実施日> （記載不要※下記の日程であればいつでも実施可） 開示等決定日以降の任意の日（開庁日のみ）
	(2) 写しの送付		
請求者の区分	(1) 本人 (2) 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人（本人の ） (該当するものにレ点→) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (3) 任意代理人		
本人の状況等 ※代理人が請求する場合にのみ記載してください。	本人の氏名	〒	
	本人の住所 又は居所	（電話 ）	

〔処理欄〕 ※次の欄は記入しないで下さい。

請求者の 確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の 資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
郵送による請求	住民票の写し等の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

保有個人情報開示決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する 保有個人情報		
開示する保有個人情報 の利用目的		
開示の実施の 方法等	<input type="checkbox"/>	事務所での開示 （方法） 閲覧又は写しの交付 （日時） 年 月 日 午前・午後 時 分 （場所）
	<input type="checkbox"/>	写しの送付 （費用）別添納入通知書のとおり （日数）料金の納付確認後に発送
所 管 課	（電話 内線 ）	
備 考		

- （注）（1） 窓口で開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- （2） 法定代理人又は任意代理人が開示を受ける際には、注（1）の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。

保有個人情報一部開示決定通知書

様

仙台市議会議長 印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり、一部を開示することに決定したので通知します。

開示する 保有個人情報		
開示する保有個人 情報の利用目的		
保有個人情報の 一部を開示しな い理由	〔仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当〕	
開示の実施の 方法等	<input type="checkbox"/>	事務所での開示 （方法） 閲覧又は写しの交付 （日時） 年 月 日 午前・午後 時 分 （場所）
	<input type="checkbox"/>	写しの送付 （費用） 別添納入通知書のとおり （日数） 料金の納付確認後に発送
所 管 課	（ 電 話 内 線 ）	
備 考		

（裏面へ）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) (1) 窓口で開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- (2) 法定代理人又は任意代理人が開示を受ける際には、注(1)の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。

保有個人情報不開示決定通知書

様

仙台市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	〔仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当〕
所 管 課	（電話 内線 ）
備 考	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 まで
特例延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

第三者情報の開示決定等に関する照会書

様

仙台市議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「第三者情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
※仙台市議会の個人情報保護に関する条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
本件に係る連絡先	仙台市議会事務局 課 電 話: (内線:)

第三者情報の開示決定等に関する意見書

仙台市議会議長 様

（意見者） 氏

住所又は居所

（ふりがな）

氏名又は名称

〔法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で照会があったこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由 (3) その他留意事項
連絡先	

第三者情報の開示に関する決定通知書

様

仙台市議会議長 印

から 年 月 日付けで「第三者情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
保有個人情報の開示に係る決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する（ 年 月 日付 第 号） <input type="checkbox"/> 一部を除き開示する（ 年 月 日付 第 号）
開示することとした理由	
上記開示決定により開示される に関する情報	
開示を実施する日	年 月 日
所管課	（電話 内線 ）
備 考	

（注）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報訂正請求書

仙台市議会議長 様

（請求者） ㊦
 住所又は居所
（ふりがな）
 氏名
 （電話 〇〇〇〇）

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）
請求者の区分	(1) 本人 (2) 法定代理人 [<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人（本人の _____） <small>（該当するものにレ点→）</small> <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (3) 任意代理人
本人の状況等 ※代理人が請求する場合にのみ記載してください。	本人の氏名
	本人の住所 又は居所
	㊦ （電話 〇〇〇〇）

〔処理欄〕 ※次の欄は記入しないで下さい。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
郵送による請求	住民票の写し等の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定をする内容	
(一部を訂正しない場合のみ) 訂正しない内容及び理由	(訂正しない内容) (訂正しない理由)
所 管 課	(電話 内線)
備 考	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

保有個人情報不訂正決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年仙台市条例第 29 号）第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこと とした理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，仙台市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第36条第1項の規定により，下記
のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等	
訂正決定等をする期限	年 月 日 まで
特例延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

保有個人情報訂正実施通知書

様

仙台市議会議長



貴職に提供している下記の保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名，住所，生年月日等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
所 管 課	（電話 内線 ）
備 考	

保有個人情報利用停止決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
(一部を利用停止しない場合のみ) 利用停止をしない内容及び理由	(利用停止をしない内容) (利用停止をしない理由)
所 管 課	(電話 内線)
備 考	
<p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

保有個人情報不利用停止決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第41条第2項の規定により，利用停止をしないことに決定をしたので，下記のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
所 管 課	(電話 内 線)
備 考	
<p>1 この決定について不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については，上記1の審査請求のほか，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第42条第2項の規定により，下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止決定等をする 期限	年 月 日 まで
特例延長の理由	
所 管 課	(電話 内線)
備 考	

別記様式第21号（第27条関係）

文 書 番 号
年 月 日

仙台市個人情報保護審議会会長 様

仙台市議会議長



諮 問 書

年 月 日付け（文書番号）により行った仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第 条の規定に基づく（開示・訂正・利用停止）決定等について，行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったので，同条例第45条第1項の規定に基づき諮問します。

記


- 1 審査請求人から（開示・訂正・利用停止）請求のあった保有個人情報

- 2 関係資料
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書の写し
 - (3) 保有個人情報（一部開示・不開示・訂正・不訂正・利用停止・不利用停止）決定通知書の写し

担当課：
電 話：

審議会諮問通知書

様

仙台市議会議長 

年 月 日付け（開示・訂正・利用停止）決定等に対する審査請求について、次のとおり仙台市個人情報保護審議会に諮問したので、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第45条第2項の規定により通知します。

（開示・訂正・利用停止）請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
所 管 課	（電話 内線 ）

別記様式第23号（第29条関係）

文 書 番 号
年 月 日

仙台市個人情報保護審議会会長 様

仙台市議会議長



個人情報の適正取扱いに係る諮問書

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第50条の規定に基づき、下記の個人情報について、諮問します。

記

- 1 専門的な知見に基づく意見を求める個人情報の内容
- 2 関係資料

担当課：

電 話：